

2023年9月試験対応版

3級FP対策 暗記復習まとめ集

【どりめざFP合格ネット】

～不動産～

- () の中に適切な言葉を入れてください。
- () (言葉だけでなく) 文章そのものを暗記してください。

【不動産の鑑定評価】

- 1 不動産の価格を求める鑑定評価の基本的な手法は、() 及び収益還元法に大別される。不動産の鑑定評価を行う場合、これらの手法を併用すべきである。
- 2 原価法は、価格時点における対象不動産の(①)を求め、この(①)について(②)を行って対象不動産の価格を求める手法である。
- 3 ()は、多数の取引事例を収集して、適切な事例を選択し、これらの取引価格に事情補正及び時点修正並びに地域要因の比較及び個別的要因の比較を行って求められた価格を比較考量して、対象不動産の価格を求める手法である。
- 4 収益還元法は、実際に賃貸の用に供されていない自用の不動産の()を求める際には、() ことにより適用することができる。
- 5 ()は、不動産鑑定業者の業務に関し不動産の()評価を行う()できる。
- 6 ()とは、不動産の価格は、その不動産の効用が最高に発揮される可能性に最も富む使用を前提として把握される価格を標準として()されるとする原則をいう。
- 7 ()は、対象不動産が将来生み出す()と()される純収益の現在価値の総和を求めることにより対象不動産の()を求める手法である。

【区分所有法】

- 1 共用部分に対する各区分所有者の()持分は、各()所有者が有する()の割合による。
- 2 区分所有者は、()で、()専ら並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体(管理組合)を()構成する。
- 3 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利()とを分離して処分()。
- 4 区分所有建物()集会において、区分所有者及び議決権の各()の多数()より、その旨の()議をできる。
- 5 ()である限り管理組合から脱退できない。
- 6 ()は、()少なくとも毎年()、集会を招集しなければならない。
- 7 規約の()設定、変更又は廃止は、区分所有者及び議決権の各(①)の多数による集会の()議によって行う。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすときは、(②)を得なければならない。
- 8 規約共有部分については()をしなければ、共有部分であることを第三者に対抗できない。
- 9 区分所有者は、当該建物の区分所有者ではない者を管理者として選任()。
- 10 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の()による集会の決議によって管理者を選任し、又は解任することができる。
- 11 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の()で決する。